

公開買付説明書の訂正事項分 (2回目)

2026年10月

S B I N M 合同会社

(対象者：BASE株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の9第4項の規定により作成されたものであります。

法第27条の9第4項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年10月6日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。



1【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者は、2026年10月1日付で対象者より、同日付で対象者の大株主である牧寛之氏の代理人から、2026年10月2日以降、牧寛之氏の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴い、2026年8月31日付で提出した公開買付届出書（2026年9月8日付及び2026年9月30日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2026年8月31日付の公開買付開始公告（2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年9月30日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2026年10月6日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第8項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2【訂正事項】

2 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

(8) 決済の開始日

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

(訂正前)

2026年8月31日（月曜日）から2026年10月15日（木曜日）まで（30営業日）

(訂正後)

2026年8月31日（月曜日）から2026年10月21日（水曜日）まで（34営業日）

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2026年10月22日（木曜日）

(訂正後)

2026年10月28日（水曜日）

公開買付説明書の訂正事項分

2026年 9 月

S B I N M 合同会社

(対象者：BASE株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の9第4項の規定により作成されたものであります。

本公開買付けは、法第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものであります。法第27条の9第4項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年9月30日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。



1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定したことに伴い、2026年8月31日付で提出した公開買付届出書（2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2026年8月31日付の公開買付開始公告（2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第8項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

2 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(8) 決済の開始日

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

① 届出当初の期間

2026年8月31日（月曜日）から2026年9月30日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、公開買付期間は30営業日、2026年10月15日（木）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

確認連絡先 SBIホールディングス株式会社
東京都港区六本木一丁目6番1号
03-6229-2175（代表）
財務部 投資企画グループ

確認受付期間 平日9時から17時まで

(訂正後)

① 買付け等の期間

2026年8月31日（月曜日）から2026年10月15日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2026年10月 7 日 (水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、本決済開始日は2026年10月22日(木曜日)となります。

(訂正後)

2026年10月 22 日 (木曜日)

公開買付説明書

2026年 8 月

S B I N M 合同会社

(対象者：BASE株式会社)

公開買付説明書

S B I N M合同会社（所在地東京都港区六本木一丁目6番1号：以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行います。

本公開買付けは、法第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものです。

なお、公開買付届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。



1. 公開買付けの目的

公開買付者は、有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業等を目的として、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といい、公開買付者と総称して「公開買付者ら」といいます。）の完全子会社であるSBIER株式会社（以下「SBIER」といいます。）の出資により、2023年8月7日に設立された合同会社であり、本公開買付けに係る公開買付開始公告日（以下「本公告日」といいます。）現在、SBIERがその出資持分の全てを保有しております。なお、本公告日現在、公開買付者、公開買付者の親会社であるSBIER及びSBIHDは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場しているBASE株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を所有していません。

今般、公開買付者の最終親会社（注1）であるSBIHDは、SBIHD並びにSBIHDの子会社（2026年3月31日現在740社）及び持分法適用会社（同78社）から構成される企業グループ（以下「SBIグループ」といいます。）が有する金融サービス、広範な顧客基盤及びメディア・コンテンツ関連事業基盤と、対象者とその連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社（以下、総称して「対象者グループ」といい、SBIグループとあわせて「両社グループ」といいます。）が有するEコマース・決済プラットフォーム、加盟店ネットワーク及びID基盤を相互に活用することにより、新たな顧客価値及び事業機会を創出し、両社グループの企業価値向上を図ることを目的として、2026年8月28日付で対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結いたしました。これを受け、公開買付者は、対象者を公開買付者らの持分法適用関連会社とすることを目的として、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注1） 最終親会社とは、公開買付者を直接又は間接に支配する親会社であり、企業グループの最上位会社をいいます。

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者を公開買付者らの持分法適用関連会社とすることを目的としており、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所グロース市場への上場を維持し、対象者の上場会社としての独立性及び経営の自主性を尊重する方針です。他方、対象者においても、ネットショッピングや決済、資金調達等の個人・小規模向けサービスを通じた独自の事業活動を継続するとともに、今後も引き続き上場会社として、対象者株主をはじめとするステークホルダーからの信頼を維持する観点から、東京証券取引所のグロース市場の上場維持基準である流通株式比率25%を安定的に充足しつつ、可能な限り高い水準の流通株式比率を維持したいとの意向を有していることを確認しております。

公開買付者は、こうした対象者の意向を踏まえ、対象者の上場会社としての独立性及び経営の自主性を維持できる範囲内で、本資本業務提携を実効的かつ継続的に推進するためには、公開買付者による対象者株式の保有を通じて、SBIHDと対象者との間に安定的な資本関係を構築することが適切であると判断いたしました。公開買付者は、対象者株式を取得するにあたり、対象者が公開買付者を割当先とする第三者割当増資の実施も検討しましたが、新株発行に伴い対象者の株式に希薄化が生じる可能性があることから、既存株主の利益の影響に配慮し、株式の希薄化を招くことなく既存株主に平等な売却機会を提供する観点から、本公開買付けの方法を採用することといたしました。その上で、公開買付者が対象者を安定的に持分法適用関連会社とすることが可能となる水準である対象者株式23,792,300株（所有割合（注2）：20.00%）を取得することを目標とし、本公開買付けにおける買付予定数の上限を23,792,300株（所有割合：20.00%）としております。したがって、本公開買付けにおいて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（23,792,300株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成29年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 「所有割合」とは、「第14期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された、2026年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（117,931,657株）に、対象者から報告を受けた同日現在現存する第4回新株予約権130個の目的となる対象者株式の数（260,000株）、第5回新株予約権42個の目的となる対象者の株式の数（84,000株）及び第8回新株予約権34,600個の目的となる対象者の株式の数（3,460,000株）を加算した株式数（121,735,657株）から、対象者半期報告書に記載された2026年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,774,285株）を除いた株式数（118,961,372株）に係る議決権の数（1,189,613個）を分母として計算しております。

他方、公開買付者は、本公開買付けを通じ、公開買付者の対象者に対する一定の議決権割合を確保し、対象者との資本関係を強化することが、本資本業務提携の推進及び対象者との関係強化に資すると考えております。そのため、公開買付者が保有する対象者株式に係る本公開買付けの後の所有割合が20.00%を下回る状況であっても、買付予定数の上

限の範囲においてできる限り多くの株券等（応募株券等）を取得することが望ましいと考えていることから、買付予定数の下限を設定しておらず、本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（23,792,300株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、本公開買付けにより、公開買付者が合計で対象者の発行済株式総数の20.00%に相当する数の対象者株式を取得するに至らなかった場合には、対象者の発行済株式総数の20.00%に相当する数の対象者株式を取得するための方策を実施する予定です。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえ検討する予定であり、本公開買付け成立後の対象者株式の追加取得の方法及び時期について、本公告日現在において決定した事項はありません。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

BASE株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年8月31日（月曜日）～2026年9月30日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、公開買付期間は30営業日、2026年10月15日（木）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

確認連絡先 S B I ホールディングス株式会社
東京都港区六本木一丁目6番1号
03-6229-2175
財務部 投資企画グループ

確認受付期間 平日9時から17時まで

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金340円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	23,792,300（株）	—（株）	23,792,300（株）
合計	23,792,300（株）	—（株）	23,792,300（株）

（注1） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（対象者普通株式23,792,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4） 公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

株式会社ＳＢＩ証券 東京都港区六本木一丁目６番１号

② 本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後３時30分までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店（注１）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の午前９時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注２）（店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。）。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口に公開買付期間の末日の午前９時までに到達することを条件とします。

③ 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注２）が必要となります。

⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。）。また、本人確認書類（注２）をご提出いただく必要があります。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注３）。

⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

⑨ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注１） 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

公開買付代理人の担当者が駐在しているＳＢＩマネープラザ株式会社の各部支店

新宿支店 成田支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡支店 鹿児島支店

- (注2) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について
公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）の2種類が必要となります。

マイナンバー確認書類	本人確認書類（コピー）
マイナンバーカード（両面）	運転免許証、健康保険資格確認書、印鑑登録証明書、在留カード、特別永住者証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	

<法人の場合>

- (i) 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）
- (ii) 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- (iii) 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

<外国人株主等の場合>

外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限りします。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- (7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

- (8) 決済の開始日
2026年10月7日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、本決済開始日は2026年10月22日（木曜日）となります。

- (9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間の末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付け代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（23,792,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（23,792,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付け代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付け期間の末日の午後3時30分までに、公開買付け代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時まで、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求いたしません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還いたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

SBINM合同会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4. 対象者に係る主要な経営指標等の推移

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	9,931	9,739	11,680	15,981	20,729
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△960	△1,495	△409	796	1,644
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,194	△1,732	△606	340	1,826
包括利益 (百万円)	△1,189	△1,729	△608	336	1,913
純資産額 (百万円)	15,105	13,501	13,000	13,600	15,119
総資産額 (百万円)	31,991	31,278	37,297	46,288	57,803
1株当たり純資産額 (円)	135.48	118.81	112.87	115.77	126.86
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△10.80	△15.46	△5.31	2.94	15.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	2.90	15.65
自己資本比率 (%)	47.2	43.2	34.9	29.1	25.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	2.6	13.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	110.5	20.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,782	△1,706	△80	3,657	3,283
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△21	△28	△53	△159	△3,074
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	21	26	16	3	△1,073
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	24,053	22,344	22,227	25,730	24,865
従業員数 (名)	211	266	274	304	401

- (注) 1. 第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第9期、第10期及び第11期は親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第9期、第10期及び第11期の株価収益率は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 対象者は2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	8,420	7,635	8,073	9,995	11,952
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△860	△1,446	△322	682	1,224
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,147	△1,779	△520	63	1,499
資本金 (百万円)	8,552	8,614	8,669	8,735	8,847
発行済株式総数 (株)	111,500,749	113,631,964	115,197,823	116,386,590	117,847,657
純資産額 (百万円)	15,152	13,501	13,087	13,410	14,387
総資産額 (百万円)	28,390	25,819	27,026	31,214	33,746
1株当たり純資産額 (円)	135.90	118.81	113.63	114.14	122.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	5.00 (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	△10.37	△15.88	△4.55	0.55	13.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	0.54	12.85
自己資本比率 (%)	53.4	52.3	48.4	42.5	41.7
自己資本利益率 (%)	—	—	—	0.5	11.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	590.9	24.4
配当性向 (%)	—	—	—	—	38.4
従業員数 (名)	186	250	252	250	247
株主総利回り (比較指標：配当込みT O P I X) (%)	31.6 (112.7)	12.1 (110.0)	12.5 (141.1)	16.6 (169.9)	16.6 (213.2)
最高株価 (円)	2,309 (14,500)	648	386	372	538
最低株価 (円)	592 (7,550)	232	222	190	298

(注) 1. 第9期、第10期、第11期及び第12期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、第9期、第10期及び第11期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 第9期、第10期及び第11期の株価収益率は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 対象者は2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。

8. 対象者は2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第9期の株価に

については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。